

近世農業水利施設の普請と維持管理の費用分担に見る藩と村

— 山形五堰を事例として —

佐藤章夫

はじめに

小論は、近世後半期の農民たちが藩支配と村自治との関係の中で水をいかように涵養し配分して稲作を続けてきたかを、山形盆地に於ける水利施設の築造・維持管理の面から考察しようとするものである。

もともと「公」である水が我が村、我が田の「私水」になり（我村引水、我田引水）、最後に河川に流れ込んで再び「公」に還っていく。この水の性格変化に近世の「共」がどのようなかたちで関与したかが論点になる。

小論は、2010年に刊行した拙著『農業水利と国家・ムラ』前半の近世部分（第1～4章）をベースに、拙著の構成が藩→村々連合→村→百姓だったのを百姓→村→村々連合→藩と逆転して、農業水利に関わる諸負担を村の本百姓の視線から見直し、出版当時未解明のままだった部分をその後の考証で補ってみようとするものである。

「百姓」とは網野（2001 p.67-96）の議論に留意しながらも、小論では稲作農民を指し、「本百姓」は高持ち百姓のことである。なお「村」は藩政村を指すが現代の大字「集落」と範囲はほぼ同じである。

第1章 考察の対象

1 山形五堰

山形盆地は東に奥羽山脈、西は出羽丘陵によって外界と隔てられ、盆地の東側は馬見ヶ崎川扇状地を形成して西に向かって傾斜し、盆地西側は谷間の小河川が東に向かって流下する水を利用した水田が開けている。

現山形市域東南部の扇状地は馬見ヶ崎川を水源とする5つの堰「山形五堰」（笹堰、御殿堰、八ヶ郷堰、宮町堰、双月堰）による河川灌漑地帯である。受益面積は約2000ha（最大時は昭和30年代で2400ha）あった。

また西側は白鷹山（標高994m）湧水を水源として山間部に点在する大小の溜池から流下する水を灌漑用水にしている。受益面積は約1300haである。

山形五堰に東南で隣接する地域には蔵王山麓の大小の溜池を水源とする村々がある。二つ沼池を水源とする旧成沢土地改良区、龍湖を水源とする龍湖土地改良区の村々である。

小論は山形五堰の灌漑地帯を考察の対象とする。

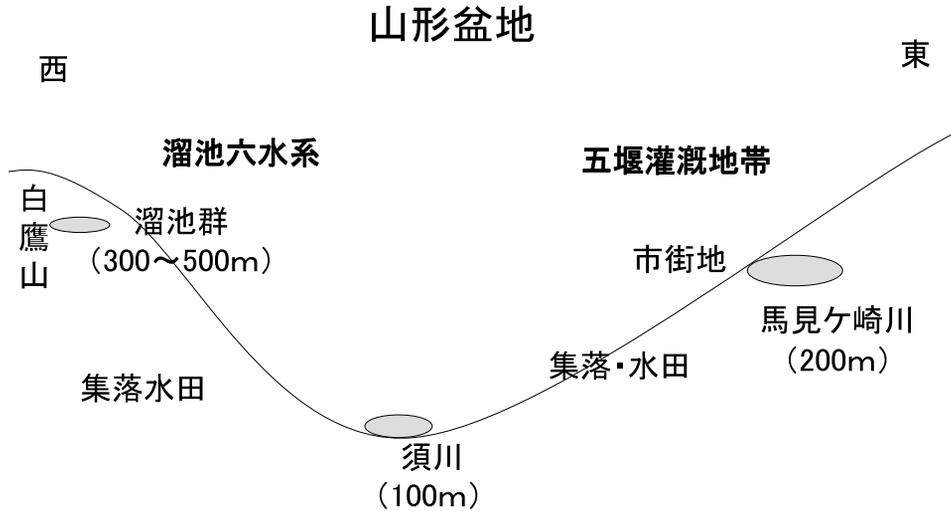


図1 山形盆地 (筆者作成 数字は標高)

2 入り組み支配下の村々。

弘化2年に描かれた「東村山領分図」(山形市立図書館蔵)には、支配者たる藩、陣屋、代官所ごとに山形盆地の村々が色分けされている。これを見ればこの時代、この狭い地域に15の領主が入り乱れて併存していたことがわかる。

山形市史には次のように記述されている。

「山形藩水野氏の時代(弘化2～明治2(1845～1869)年)、南北4里東西約3里の範囲内に水野氏の他 幕領、出羽天童織田氏領、上野館林秋元氏領、下総佐倉堀田氏領、常陸土浦土屋氏領、蝦夷館松前領、陸奥白河阿部氏領、出羽米沢上杉氏領の計9ヶ領があり、その内村山郡内に居城を有するのは水野と織田だけで他はすべて飛び地領であった」(山形市1971 p.768)。

また、いかに頻繁に領主が交替したかは次の表1が物語る。

五堰のひとつでいちばん灌漑面積の大きい笹堰流域村々と領主を先述の東村山郡領分図から拾うと次のようになる。

直線にして10km足らずの間に上流から順に小白川村、前田村は山形藩、平清水村、小立村、

表1 歴代の山形藩主

藩主	前封地	入封年代	知行高	期間	転封先
鳥居忠政・忠恒	磐城平	元和8 (1622)	22万石	14年	信濃高遠
保科正之	信濃高遠	寛永13 (1636)	20万石	7年	会津若松
松平直基	越前大野	正保元 (1644)	15万石	4年	播磨姫路
松平忠弘	播磨姫路	慶安元 (1648)	15万石	20年	下野宇都宮
奥平昌能・昌章	下野宇都宮	寛文8 (1668)	9万石	17年	下野宇都宮
堀田正仲	下総古河	貞享2 (1685)	10万石	1年	陸奥福島
松平直矩	播磨姫路	貞享3 (1686)	10万石	6年	陸奥白河
松平忠雅	陸奥白河	元禄5 (1692)	10万石	8年	備後福山
堀田正虎・正春・正亮	陸奥福島	元禄13 (1700)	10万石	46年	下総佐倉
松平乗佑	下総佐倉	延享3 (1746)	6万石	18年	三河西尾
(幕府直領)		明和元 (1764)		3年	
秋元涼朝・永朝・久朝・志朝	武蔵川越	明和4 (1767)	6万石	78年	上野館林
水野忠精・忠弘	遠江浜松	弘化2 (1845)	5万石	24年	版籍奉還
誉田慶恩・横山昭男 (1970 p.133)					

青田村は堀田藩柏倉陣屋，本木村は幕領長瀬代官所，南館村は山形藩，吉原村，沼木村，前明石村は堀田藩柏倉陣屋，樫沢村は山形藩，飯塚村は幕領漆山代官所であった。

このような事情は他の堰も同じであって，取水口から流末まで同じ領主の支配下にある堰はひとつもない。小さな村が隣り合っても領主は違うという姿だった。

これを当の領主側がどう見ていたか。資料1は明和4 (1767) 年から弘化2 (1845) 年にかけて4代に渡り78年間統治した秋元氏最後の藩主志朝が領地替えて山形を去る弘化2 (1845) 年に幕府に建言した長文の「村山郡封土転換案」である。

資料1 村山郡封土転換案 (抄録)

「(前略) 本文陣屋之儀無益之雜費相ケ，纒之場所ニ式ケ所立置一纏ニ不相成訳は，郡中村々名主之内より郡中総代与号，陣屋許江郡中入用を以役所ニ准し会所与申場所を立置，定詰いたし村々より訴出候公事出入其外都而何事に不限 一通惣代共取調之上ならてハ 御役所江不差出仕儀ニ付 自然權威を震ひ支配は替り候而も其もの共は不相替事故 地役人同様の権式ニ相成居 陣屋詰役人ニより候而は却而惣代共江論候様成行 自ら上下心之俣ニ取斗候間 郡中一同畏恐れ権門ニ市を成躰故 陣屋ニ離れ候而は惣代共勝手不宜候間 郡中は迷惑ニ候得共 惣代共不伏故決而一纏ニ相成不申 一躰郡中惣代立置候儀は不宜間不相成段先年被仰出も有之

国柄ニ寄候而は今以仰出候趣意相守 惣代不立置陣屋用達与申もの立置 一切御用向ニは携り
不申候間 郡中之害ニ相成 至而弁利宜由 惣代ニ付而は実ニ煩敷儀共数々有之候得共 従来
之流弊ニ付 御威光ニ無御座候而は逆も相止申間敷哉ニ奉存候 (後略)」(下線, 空白は筆者
以下同じ)

(山形県1983 p.120)

秋元氏は78年にわたる山形統治を経験してみて、藩の統治力の弱さは入り組み支配から来ていることを述べ、村方(郡中惣代)の存在を苦々しく訴えている。「村々より訴出候公事出入其外都而何事に不限 一通惣代共取調之上ならてハ 御役所江不差出仕儀ニ付」と、「郡中総代」の横暴ぶりを嘆き「郡中之害ニ相成」と断じた。

ここで言う村方の横暴は視点を替えれば村方の力であり、それは村政全般に及んでいたことがわかる。また、だからこそ統治力は弱くてもさしつかえなかった、とも言えるのである。

以下、支配者にこうまで言わしめた力の源泉である村方の自主性と自治力を、村々の水利面から考察していく。

第2章 本百姓の責務

1 田畑売買

まず、正徳5(1715)年の田畑売買文書により本百姓の責務について検討してみたい。この文書は田畑永代売買禁止令下での実質的な田畑売買証文で、売り人は小市郎、買い人は甚四郎である。

資料2 「質者ニ入置候田畑流シ」

「質物ニ入置候田畑流シ申ニ付手形之事

南館村御百姓 小市郎 印

一 高 式拾七石八斗七升

此田畑反別 壹町五反拾貳歩

取米 拾石九斗五升三合壹夕

外ニ新田

三畝貳拾四歩

古新田

取 壹斗三升七合四夕 江共ニ

壹反四畝四歩

亥ヨリ出ル新田

取 貳斗壹升三合五夕 江共ニ

内 壹斗貳升五合三夕 午ノ川欠引

残而 八升八合壹夕七才

右之委細水帳書抜相渡候間 御年貢米夫江米其外村並之勘定次第 南館村御蔵江上納 并御諸役可被相勤候

一 式間半梁ニ而六間之家

右之田畑家屋敷新田畑地崎共ニ 壹畝壹歩も不残地付山共ニ 金五拾兩 (印) 之質地ニ相渡年々御年貢米上納仕置候所ニ 渡世シ兼候ニ付別流シ 御百姓代相渡シ 御自分名ニ水帳附替申所実正也 然上者自今以後子々孫々ニ至迄 此方ヨリ何之構無御座候 扱又前ニハ不及申私支配之内何方ヨリ何之構無之 殊ニ高拔御法度之永代売買不致 并敷畝 (印) 等借物之書入ニ不仕候 若如右之致候と申者候ハ、 私共急度埒明御損金御六ヶ敷義懸申間敷候事

右之通少茂相違無御座候 尤御法度之永代売買ニ而無御座候 質物流シ 御百姓代立替候所実正明白也 依之庄屋判形反別名寄帳并組頭五人組加判形相渡申候 為後日仍如件

正徳五乙未年二月	南館村御百姓流シ渡シ	小市郎	印
	同村五人組	孫市郎	印
	同	庄太郎	印
	同	五郎右衛門	印
	同村 組頭	新右衛門	印
	同	久四郎	印
	同	八右衛門	印
	同	七左右衛門	印

甚四郎殿

(張紙) 表書之通少茂相違無之候 尤水帳甚四郎と付替候 已上

南館村庄屋 庄右衛門 印

(佐藤家文書)

この文書から水利の面で注目すべき文言を挙げてみたい。

2 用水の認可と本百姓の責務

先ず、用水が可能かどうかである。

売買される物件表示の中に「外ニ新田 三畝貳拾四歩 古新田 取 壹斗三升七合四夕」と「壹反四畝四歩 亥ヨリ出ル新田 取 貳斗壹升三合五夕」の2物件に「江共ニ」と付記されている。田を古田、古新田、新田と分類し「此田畑反別 壹町五反拾貳歩」の古田は当然用水できるものとし何の注釈もないが、古新田と新田にはわざわざ「江共ニ」つまり「用水認可付きの田」であることを明示しているのである。新田に用水出来るかどうかは重大な関心事だった。

次に、

「右之委細水帳書抜相渡候間 御年貢米 夫江米其外村並之 勘定次第 南館村御蔵江上納 并

御諸役可被相勤候」

の意味するところは次の諸点である。

- ① 南館村の水帳に書き上げられることによって正式に村の百姓になった。
- ② 村の百姓の責務として、イ年貢米、ロ夫江米他の諸経費、ハ諸役負担を勤めなければならない。「夫江米」とは夫米と江米のことで前者は村の一般経費、後者は村の水利費のことである。諸役とは人足としての出役を指す（後述）。
- ③ 南館村の庄屋が裏書きしてこの文書を保証している。
- ④ 従って、甚四郎の田に用水を認めるのは南館村である。

それから123年後、甚四郎の子孫は天保9（1838）年時点で田畑合わせて1町9反4畝歩、14石3斗1合2夕を所持しており、これから畔引、川欠を引いた12石9斗7升7合2夕に対し、夫米5斗4升5合8夕5才、江米4斗3升2合5夕7才が課されている（名寄帳写南館村）。石高に対して夫米は4.2%、江米は3.2%の割合である。

それからさらに17年後、安政2（1855）年に同家が納めた年貢米は21俵6升7合9夕8才、慶應元（1865）年には19俵3斗5升7合9夕8才、の記録が残っている。山形県の藩政史料（山形県1983）からこの地方の年貢率は公称石高の39～40%であったことがわかるので、そこから計算すると佐藤家の当時の収穫高は50俵余であった、と推定される。

別の計算をすると、当時の反当たり収穫高は上田1石5斗、中田1石3斗、下田1石1斗とされていたから、仮に1反当たり3俵（1石2斗）の収穫があったとして1町7反の田と仮定すると、51俵の実収高であった。実収高を50俵・20石として計算すると、夫米の割合は2.7%、江米は2.1%になる。

しかし実際の石高は公称よりは高かったと思われることから夫米、江米の実収高に対する割合はそれぞれ2%前後と言ったところであろう。

本百姓はこうして村に対して負う責務（年貢米、夫米、江米、諸役）を果たすことによって、個々の水田へ引水することが村から保証されたのである。

諸役負担については第4章の3で詳述する。

それでは村が引水できる根拠は何にあるのだろうか。

第3章 村の役割

1 村と他村・町、藩との関係

村が自普請を行おうとした時、他の村・町との関係をどう調整し、どのように事を進めたのかを示す例は、拙著第2章第2節「沼木村堰浚いとその経過」に詳細を記した。ここではその要点を略述して他村・町・藩との関係を振り返ってみる。

沼木村は天保9（1838）年時点で人口510人、世帯数105戸（折原家文書）であった。この堰浚いの事例は寛政2（1790）年であってこれより48年前のことだが、ほぼ同数の規模の村であったと見てよい。

- ① 沼木村は名主，組頭，百姓代の連名で，自村に流れてくる灌漑水路・沼木堰の堰浚いを実施したい旨を，領主である堀田藩柏倉陣屋に願ひ出た。ただし水路の上流は水野藩山形城下であり，城下の14町を貫流して水は流下しているのて，水野藩への通報は柏倉陣屋から「御文通被成下置」と併せて願ひ出ている。
- ② 堀田陣屋は直ちに山形藩に連絡し，当方は18年前の明和9（1772）年に実施された最後の堰浚いの先例どおり見分の役人を出すから，水野藩でもそのようにして欲しいと伝えた。
- ③ 水野藩は明和9（1772）年の記録を検索し，当方もそのとおりに対処する旨，堀田陣屋に通報するとともに自藩城下の町検断を呼び出して，先例のとおり町々の丁場（作業場）に町民を出役させるように言い渡している。
- ④ 一方，町々には「水組」があり下流の村々と併せて「水組一統」なる組織があつて，領地横断して村から町への直接の連絡があることを，両藩では許容している。
- ⑤ 藩と陣屋は実施に当たって異議申し立てなどがある場合は当該村・町どうして協議し解決するよう申し渡しており，事実2件の異議申し立てがあつた。1件は沼木村と町との話し合いで解決し，1件は堀田陣屋が自領の沼木村の訴えを聞き届けて，山形藩町民の行為を非と裁断した。
- ⑥ 堰浚いには総人数500人が出役し，沼木村は172人を出役させた。丁場も村からいちばん遠くて，いちばん長い沼木堰分岐点までを担当した。当日の立会人は堀田陣屋から1人，沼木村から名主，組頭，百姓代の計7人。水野藩からは藩役人2人，手付3人，町側から14ヶ町検断と町役人，掛り検断2人，町水番2人であつた。

領主が入り組んで支配している山形盆地にあつては水の管理は領地横断にならざるを得ないので，流域の村々と交渉しながら自村に水を引く（我村引水）主体となるのは村であつた。従つて個々の農民が水を引く（我田引水）には先ず村に結束して「村の水」とする必要があつたのである。

2 村の責務

山形五堰において水利に負う村の責任は五堰築造時の領主との「約束」であつたことを示すのが次の資料3である

資料3 馬見ヶ崎堰起源（抄録）

〔（前略）元和八（1622）戊年十月三日鳥居左京守（亮）様水除御普請ニ相成 鎌倉山背中市山岩出崎五軒三尺切崩 猶亦天神林下東杭違通西ハ国分寺薬師林通り迄 大石垣郡中水下出人足ニ而積立候。尤用水之儀者往昔ヨリ大川筋之水勝手宜しき方ヨリ水引候得とも 此度要害之場所ヨリ用水引事不相成 依之水下願ニ付右之通堰口相定候条 永々違乱無之御請書差上水下一統奉請印 依之右堰筋普請之節又年々大さらへ其水下出人足被仰付猶亦堰筋村々ヨリ堰代見廻り料として小白川役元へ相送り候様取極メ永々違乱無之条堰筋記録留置候畢〕

（山形県1967 p.733）

この文書は寛永元（1624）年、山形藩主鳥居忠政が馬見ヶ崎川から引水する5つの堰を構築した状況を、八ヶ郷堰筋の今塚村名主が230年後に書いたものである。

その内容は次の事がらを網羅しており、ここには水を巡る藩とムラの関係を探る重要なヒントがある。

- ① 寛永元（1624）年、領主が「水除御普請」を行った際、「水下願ニ付」、新たに堰を築造した。「村の願い」を受けて藩は「御普請」で堰を取り付けた。
- ② 水利秩序は村々の責務であることを請書、請印で確認している。「堰口」について村々は「永々違乱無之」よう、「御請書差上水下一統奉請印」とある。
- ③ 普請や堰の大ささえに水下から人足を出すことは村の責務であることを明記している（「堰筋普請之節又年々大ささえ其水下出人足被仰付」）。
- ④ 「堰代見回り料」は堰筋村々が負担する。ふだんの維持管理は村が行う。

堰の築造を領主に願い出た村は、堰の維持管理の責任を負うこと、争い事はないようにすることを、「請書・請印」をもって領主に約束している。

村には現代のような水利組合があるわけではない。村そのものが水利組織であった。それは享保12（1727）年船町村の文書の中に、

「百姓之長其頭役之者用水江可入念事肝要也（中略）旱損ニ逢候事度々也然といへとも古エ油断之事多シ」（山形県1967p.269）

の文言があるのをみてもわかる。村の長老が「長たる者は村の用水確保にことのほか気を配ることが肝要だ」と村のリーダーたちを戒めているのである。

異なる村の農民間に争い事が起こっても、交渉して解決に当たるのは個人ではなくその農民が属する村と村なのである。

こと水利に関しては村こそ終極の当事者であった。ただし資料3で請印まで付けて領主に差出した請書の約束を実行するには村単独では不可能であり、水流に沿った村々が協定を結び連合して対処しなければならなかった。

第4章 村々連合

1 村々の水利憲章

文化15（1818）年、山形藩から委嘱されて五堰の総括管理者をつとめる「小白川役元」が作成し、藩水道方に提出した馬見ヶ崎川水利図面（小白川財産区所蔵）がある。この図の端に、図面が作成された意図について次のような文言が記されている。

資料4 馬見ヶ崎川水利図の端書き 抄録

「（前略）馬見ヶ崎の大河通流し 誠に荒川にして満水有留毎に橋を流し旅人通路を留め堰々を破損し田野を荒し人民争論す 故に堰々分水旧形を图画せんとするに（中略）馬見ヶ崎川筋

笹堰より沖堰まで堰々分水間数並水除石垣等の旧形を漸今マ新ニ合図画ものなり（中略）図之絵面此度新規編出し 水道方御役所江奉差上候ニ付 下絵面控ニ子孫へ残須志也」（ひらがな交じりは原文のまま）

「洪水のたびごとに、配水に当たって人民争論することがたびたびあり、その際の判断材料としての図面であること、藩当局（水道方）へ提出した正式図面がありこれを複製し控えとして子孫に残すことを意図したものである」との断り書きのごとく、図面には五堰筋すべての幹線分水口の位置と水路の距離、枝堰の名前と位置が精細に書き込まれている。

先述した嘉永7（1854）年（資料3）の文書は堰築造時の状況と藩と村の約束を明らかにし、この絵図面は村々連合の存在を明示している。これら二つの資料は五堰築造から200余年の間、村・町と支配側で確認されてきた事項を整理したものと考えられる。

それはまた村々間、村町間にも同意され承認された事項でもあった。支配藩と村・町側には互いに共有する認識があったことを証明するものである。

山形五堰の水利調整の経験の積み重ねが、近世末になってようやく村々の共通認識になった。これは近世200年を通じて定着した「水利憲章」とも言うべきものであった。

2 村々連合の責務

村々連合の役割は個々の村同士の利害を調整し、個々の村で出来ないことを藩に要望し、または村々に呼び掛けて藩の事業に協力させることである。そして藩からの要請を請けて普請の際には「助人足」を出すよう個々の村へ働きかけた。

場合によっては「村々連合の連合」を組織して領主側と対峙した。五堰のひとつ笹堰を例にとれば笹堰流域の村が上堰水組、下堰水組のいずれかに所属し、この二つが笹堰全体の水組を組織し、さらにその上に五堰連合の水組合があった。この組織階梯は支配側の統治階梯と相応して水利を司ったのである。

村や村々連合の力をもってしても水源築造や堤防決壊修築などは、「普請難及自力ニ候」だった。

藩はこうした事態にどう対処したか。藩がすべてを負担する「御普請」か、費用の一部と築造資材（竹木）を「御山」から伐り出し村に提供して村にやらせる「自普請」のどちらかであった。ただしそのいずれの場合にも労働力は村々が提供した。それは資料3にあった領主と村方との「約束」に基づく義務であったからである。

御普請と人足調達の一例として、印役村・加藤家文書から馬見ヶ崎川堤防修復工事を挙げて考察してみたい。

この文書は山形五堰のひとつ双月堰の取水源である馬見ヶ崎川堤防を修築した安永2（1773）年から明治23（1890）年の間の記録である。馬見ヶ崎川はこの箇所だけでもたびたび堤防が決壊した。その度に多くの人足を調達して修復工事を行っている（表2）。

表2 院役村堤防修築記録

年次	(西暦)	人足数(人)	出役割当	出典
安永2	1773	1997.0	100石に付4.32人	川除普請鬮取番問當割帳
安永6	1777	2372.6	記載なし	川除普請場所帳
安永8	1779	1834.1	記載なし	川除普請目論見帳
寛政3	1791	2443.2	100石に付8人	出来形之控
寛政9	1797	3727.5	記載なし	目論見帳
文化9	1812	8243.7	200石に付12.2人	出来形帳
文政7	1824	8923.8	記載なし	目論見帳
文政12	1829	6983.0	100石に付50人	出来形帳
明治17	1884	記載なし	記載なし	記載なし
明治23	1890	記載なし	記載なし	記載なし

(加藤家文書から筆者作成)

この内、文政12(1829)年の分だけ村々からの人夫(以下人足)出役の状況が精細に書き込まれている(資料5)。

資料5 文政十二(1829)年丑八月十一月両度 川除普請出来形帳写 洪水ニ付堤防破壊築立修繕普請記 院役村 (抄録)

〔(前略)

一 延長 七百六拾八間

人足 六千九百八十三人

一 村高 三万五百四拾石六斗壹升貳合貳勺才 但百石ニ付人足五十人宛

右者池田仙九郎様御支配所院役村 土屋相模守様御領分落合村 組合馬見ヶ崎川通川除普請所 去丑八月十一月中両三度之大風雨洪水ニ而数ヶ所石堤押切 田畑夥敷損所出来、家居迄水押入 普請難及自力ニ候ニ付 前ニ山形旧領主引附之通 御料私領三拾貳ヶ村組合助人足普請被仰付度旨御願申上 組合村々江廻状を以テ及示談候処 何連も承知印形仕候へ共 秋元但馬守様御領分長谷堂村外四ヶ村 助人足難決申張 無抛御訴申候所 御取調之上其筋江申上立被成下候所 今般土方出雲守様ヨリ但馬守様御家来江助人足可相勤旨御達有之 山形御役場ニおゐて御利解有之候所 一同致承伏 助人足可相勤旨御請書申上候ニ付 御出役之上 書面目論見之通川除普請丈夫ニ皆出来仕 難有仕合ニ奉存候 依之ニ出来形帳奉差上候以上

一 印役村助合村 十七ヶ村、落合村助合村 十三ヶ村 (後略)〕

この時の洪水で破壊された堤防は印役村から落合村に及んだが、印役村は幕領代官所の支配下、隣り合う落合村は「土屋相模守様御領分」であった。

この普請には「印役助合村」17ヶ村、「落合助合村」13ヶ村、計30ヶ村からの「助人足」と当該両村の計32ヶ村から総計延6,983人が動員された。

これら30ヶ村は幕領柴橋代官所、幕領寒河江代官所、土屋北目陣屋、織田天童藩、秋元山形藩、幕領東根代官所、阿部山之邊藩の支配下にあった（表3）。

動員人数は村の石高割りで百石に付き50人であった。印役、落合両村は当該村として割り当てどおり百石50人宛ての人足を出しているが、それ以外の村々は百石当たり割り当ての42%にあたる人足数で一致している。これは村々の支配藩が7つあったにしても、藩間になんらかの連絡調整があったことを暗示している。

一方、院役、落合両村はそれぞれの助合村へ廻状で人足出役を願った（組合村々江廻状を以テ及示談候処）。これも領地を横断しての「組合村」が確立していたことを示している。ただし、いずれの村も応諾したのに、山形藩治下の4ヶ村が「難洪」と言い張った。しかしこのことは幕府奉行の指示を受けた山形秋元藩が4ヶ村を説諭して人足出役を承諾させた。

表3 院役・落合村堤防修築人足一覧

文政12年院役・落合村堤防修繕人足助合村 石高, 人足数, 割合4捨5入					
支配藩	村名	石高	出役人足数	計算上の人足数	割合%
幕領柴橋	黒沢	613	129	307	42
	三河尻	472	99	236	42
	志戸田	2911	611	1456	42
	上桜田	464	97	232	42
	草矢倉	161	34	81	42
	神尾	138	29	69	42
	土坂	221	47	110	43
	前田	821	172	411	42
	谷柏	472	99	236	42
	妙見寺	934	196	467	42
	釈迦堂	600	126	300	42
幕領寒河江	行澤	300	63	150	42
	風間	102	21	51	41
	上樫澤	1052	221	526	42
	下樫澤	1468	308	734	42
	院役	664	332	332	100

土屋北目	双月	365	77	183	42
	八森	327	69	164	42
	本木	439	92	220	42
	落合	1299	650	650	100
織田天童	中野目	676	142	338	42
	北青柳	891	187	446	42
	南青柳	548	115	274	42
秋元山形	小白川	1072	225	536	42
	松原	1565	329	783	42
	菅澤	847	178	424	42
	飯塚	2214	465	1107	42
	長谷堂	4703	988	2352	42
幕領東根	長町	1790	376	895	42
	吉野	838	176	419	42
阿部山之邊	片谷地	983	206	492	42
	今塚	591	124	296	42
計		30541	6983	15277	46

(加藤家文書から筆者作成)

3 大庄屋制と助合村・助人足

「助合村」とは何か。文書類にはどのように読むのかを示す記述がどこにも見当たらないので筆者は「すけあいむら」と読むことにした。「助合」を「すけごう」と読むと宿駅「助郷」があるが、「助合村」と敢えて異なる表記をするのは文字通り、普請や災害復旧に際して村々が「助け合う」ために組織されたもの、と解釈したい。

しからは誰がいつどのような形で「助合村」を創始したのだろうか。

推測のてがかりとなる文言がある。それは元禄5（1692）年、領主の所替えがあった時、新しい領主の役人が治下の大庄屋たちに村制のことを32項目に渡って下問し、大庄屋側がそれに36項目に渡って回答している文書である。大庄屋制が始まって47年後のことであった。

それによると大庄屋は村々の代表格として村政の全般にわたって関っていることがわかる。その中の数項に以下の事が書かれている。

資料6 元禄五（1692）年十月大庄屋連判証文帳（抄録）

「一 新田御取立被遊候節 新池新関御普請之人足日用ニ被遊候 其外御田地之用水之池堤関
普請ハ百姓方ヨリ仕候 御扶持方米不被下候

二 在中池堤川除普請人足罷出し 少々之儀其村にて相勤申候 大分之時ハ御見分之上にて
他組ヨリ人足被仰付 御扶持方米不被下候

三 橋材木・樋木・郷蔵計屋関規柵芝 並入百姓家材木・庄屋家材木・火之用心ハシコ材木・御米之台木火事ニ逢申もの共ニ材木下被下候」

(山形県1983p.448)

大庄屋が采配して普請人足を出役させたことが窺える。ただし、扶持米はないと回答しているが、後代の資料によれば一日5合の扶持米があった(後述)。

次の資料7に出てくる村名を冠した「植木組」「落合組」「古館組」「要害組」の組の名は何なのだろうか。

資料7 享保九(1724)年 舟町御田地用水江俣・陣場溜井普請根帳 (抄録)

「(前略) 三月十四日ヨリ同廿二日迄御掛り相究申候 但御人足ハ植木組落合組古館組要害組ヨリ罷出候 御宿江俣村利右衛門殿ニテ仕出し仕候 舟町村庄屋 弥惣右衛門」((山形県1967p.269)

大庄屋単位は10数ヶ村であったがその名前は「〇〇組」と呼ばれ、大庄屋のいる村の名前が冠せられたようである。従って大庄屋が他の村に移ると組の名称も変わった。

この文書の年代は大庄屋制度が存続した堀田氏の時代であることから、この組の名は大庄屋単位を基にした助人足派遣単位としての組名であり、大庄屋の住んでいた村の名前であったのである。ここに大庄屋が普請人足の調達に関与していたのではないかと推測する有力な手がかりがある。

山形盆地が松平直基15万石の一円支配下にあった正保2(1645)年、10ヶ村前後の村々を束ねる大庄屋制を敷いた。100年後にこの制度は行政機構としては廃止されるが、大庄屋の枠組が「助合村」となったのではないと思われる。

村々の共助制度としての有効性を村側が認識して人足の融通機構(助人足)として存続させたのではないかと、またこの共助機構は入り組みの支配側にとって有用なものであったから、大庄屋を廃止してもその枠組みを領地横断の「助合組合村」として残したのではなからうか。

ただし疑問が残る。表3、文政12(1829)年の村々の組み合わせには何の共通性も見出せないのである。灌漑水系も違うし、水源が共通しているのでもない。地理上の連坦もない。例えば出役を渋った「長谷堂村外四ヶ村」の長谷堂は普請箇所から8キロの距離にあり、しかも4ヶ村とも決壊修築の村とは別の領主の支配下にあった。この表にはこうした矛盾を背負った村々がいくつも見られる。

一円支配の時代に支配側が村の組み合わせを押しつけただけのように見えるが、100年もの間、村と村が助け助けられしているうちに固定化していったのだろう、それが入り組み支配の時代にも藩を横断して引き継がれてきたもの(「前ニ山形旧領主引附之通」)と考えたい。

助合村の一員ではあっても「助人足」を出役させることは村にとっては重い負担であったこと

をうかがわせる文書がある。

資料8 安永六(1777)年 河欠普請ニ付入用積り書上帳

〔(前略) 普請之儀ハ内普請仕候積リニ申合仕候間 外村々御普請等茂御座候ハハ何卒御了簡ヲ以出人足御差引ニ成下候様ニ此段も奉願上候 (後略)〕

(山形県1967 p.14)

本来は御普請を願い出るべき規模の工事ではあったが敢えて自普請とすることによって他村へ助人足を要請しないことにするが、その分、もし他村で御普請がある時には当村への人足割り当てを割りいていただきたい、と藩に要望した文書である。

4 本百姓の「諸役負担」義務

これを人足を出す村の側から見てみよう。

例えば、表3の御普請に221人を出役させた上樫沢村の安永8(1779)年における人口は男184人、女150人である((上樫沢村指出明細帳)。50年の隔たりはあるが人口にあまり変化はないと仮定すると、村じゅう総出で他村の普請工事に駆り出されていることがわかる。

人足に扶持米が給されたことは次のふたつの資料によって明らかである。資料6の元禄5年文書の中に記述された「御扶持方米不被下候」から54年後の文書である。なお延享3年は山形藩で大庄屋制が廃止された年である。

資料9 延享三(1746)年6月 山形二日町指出帳(抄録)

〔一 御田地江水相掛ケ候場所、堰川除等欠損申候節ハ、御見分之上入用之筒木・樋木・乱杭・柴・土塊等被下置御普請仕候、尤人足壱人ニ付御扶持米五合ツ、被下置候〕

(山形県1974 p.138)

資料10 延享三(1746)年7月 前明石村指帳(抄録)

〔一 人足御用次第ニ差出シ申候、人足出シ申候へ者御扶持方但し、用水堰・川除・海道道作り人足に者五合ツ、、山方人足ニ者式合ツ、、馬壱疋ニ四合ツ、、被下候〕

(山形県1974 p.227)

出役人足には扶持米として一日5合が与えられた。それはどれくらいの価値だったのかを判断する資料に乏しいが、山形市(1971)、天明3(1783)年の項に次の記述がある

資料11 事林日記 天明三（1783）年

「此節米錢高直ニ付、日雇賃減左之通
かき放シ百貳拾文之所 百拾文
食事為致候而八拾文之處 六拾文
但、女日雇者只今之通
右之通相定候段領分江相触候（後略）」

（山形市1971 上 p.456）

一方、これより時代は離れているが沼木村折原家文書「御巡見様御通行ニ付御尋節一村限り可申上手控帳」の中に、「天保九（1838）年沼木村諸相場之覚」として玄米1升90文、白米1升104文の記述があって扶持米5合は玄米とすると45文、白米とすると52文に当り、前記天明3（1783）年時の日雇い食事抜き賃金110文の半日分よりさらに低い。2つの事例の時代が50年隔たっていて正確な比較にはならないとしても、人足出役への報酬が低かったのは明らかである。

次の資料、天保12（1841）年文書に、自普請における雇い賃金に関わる記述がある。

資料12 天保十二（1841）年 沖堰普請入用割賦取立帳（抄録）

「天保十一子（1840）年十月 馬見ヶ崎川大洪水ニ而 花立石垣押切銅屋尻沖堰一圓ニ欠流仮堰水揚口繕ひ普請相雇ひ賃錢外諸入用品々共割 左之通
一 錢六貫文 長町ヨリ割来候分 人足三拾人分雇ひ賃錢
一 同貳貫文 右同断 去ル子四月中人足雇賃（後略）」

（山形県1967 p.644-652）

この例では自普請の費用全額を俵数割りと面割りで割り出して村で調達し、その中から「雇い賃錢」を支払っている。

これによると長町からの雇い人足の賃金は30人で6貫文だからひとり200文となる。これをこの時より3年後の「天保九（1838）年沼木村諸相場之覚」にあてはめると白米2升余を買える金額である。これに比べると扶持米5合はいかにも低い。

扶持米と賃米（喜多村1950p.154）の性格は違っていたのである。扶持米は賦役貢租の対価であり賃金ではなかった、と解釈するとつじつまがあう。普請人足への賃金は3段階に分かれていた。先ず当該村からの自前人足には無報酬、次に「組合村」からの助人足には扶持米、そして当該村が雇い入れた人足には普通の賃金を支払った。

「助合組合村」による出役は支配側から賦課された夫役貢租だったのである。

これはまさに資料2にある、村の本百姓になった者に対して庄屋が「御諸役可被相勤候」と義務づけている理由である。

人足出役の中には「宿駅助郷」があり「川人足」がある。どんな工事であれ人海戦術に頼った

この時代にあっては、労働力の確保が前提にあった。たびたびの出役要請に備えて、村では本百姓に「諸役負担」を課したのである。

このように大勢の人足を出すにあたって村ではどのように調整したのだろうか。「寛保三（1743）年長崎村差出帳」（山形県1974p.312）の中に「諸普請人足之儀 長百姓三日 小百姓一日 無高地借名子ハ四ヶ一宛勤（後略）」とある。村内では百姓の階層によって人足割り当て数を調整していたのである。

人足を出すこと自体に関しては資料10に「人足御用次第ニ差出シ申候」とあり、他の文書類からも村々にあっては普請の際に人足を割り当てられ、村はそれに応じていた。資料3に書かれた藩と村方の約束ごとは守られてきたのである。

第5章 藩と村そして幕府

1 入り組み支配の藩間連携

入り組み支配下にあって領主が違う村々に紛争が起きた場合、話し合い（内済）で決着がつかなかったら、江戸に上って幕府寺社奉行に訴えを起さなければならなかった。その記録が多く残っているのを見ると、これは決して「滅多なこと」ではなかったのである。

水争いは日常茶飯事のごとくに発生した。ただし村人同士の争いはいったん村と村との争いが起こった時には村の団結のもとに消え、村と村とが争っても、その村が属する村々連合が他の村々連合と対決する時には連合内団結の必要性からたち消えた。争いごとは上位次元の争いごとによって内部消化されたのである。

ただし村が幕府寺社奉行に訴えを起しても、村々連合が後ろ盾になって支援した例は見当たらない。藩も自領内の村に加担した事実はない。

藩域を越えた事業では藩間の連絡協調関係があったことは第3章で記述した沼木村堰浚いにおける堀田陣屋と水野藩の関係、そして第4章で述べたように、馬見ヶ崎川堤防決壊修築工事における助人足を請け負った30の助合組合村を治める支配藩が、藩、陣屋、代官所と、7つにも渡っていたことで証明できる。

2 国役普請への対応

一方、村は江戸幕府とも間接的に関係があった。それは「国役普請」への拠出である。

山形城下の専称寺は元文3（1738）年から明治8（1875）年までの137年間の日記を残している（事林日記）。ここには江戸幕府から出る「公儀御触」が几帳面に書き込まれており、その中にしばしば次のような文面の「御触」が出てくる。

資料13 事林日記，安永九（1780）年九月晦日

「去亥年越後国関川保倉川阿賀野川飯田川魚沼川御普請ニ付 此御入用ハ越後出羽国江国役

懸り候筈ニ御座候由 右御入用金高之内十分之一者従公儀被指加之 其余者右式ケ国御料私領寺社領共不残村々ヨリ取立之 当子ノ十月限り御代官水谷祖右衛門様野村彦右衛門様御両人之内江 可相納旨被仰出候 高百石ニ付 金壹分銀七匁四分一厘九毛宛 両替六十一匁一分

右之通従公儀御触有之候間 先格之通各承知被有之 右之御割付之勘定を以 来月十六日四ツ時ヨリ八ツ時迄之内 役所江可被相納候 (後略)』

(山形市1971 p.438)

事林日記には137年間に39回の国役「御触」が記録されており(拙著第1章第3節4表1-1), その文面はほとんど同じであることから, 出す方も受ける方もあたかも日常の「よくあること」のような感覚ではなかったろうか。

安永9(1780)年, 石高14石の専称寺は銭351文を納めている。山形藩治下の浄土真宗元締の立場にあった専称寺にしてみればこの程度の金銭はさほどの負担ではなかったらしく, いつの時代でも納期には一括で完済している。

村々にとってはどの程度の負担だったろうか。351文はコメではどのくらいの量だったのかを探った方がわかりやすい。

これより3年後の天明3(1783)年の事林日記に「米壹表ニ付壹貫七百五十文位ニ成」の文言があるが, この数字を使うと5分の1俵(351文÷1750文=0.2)になり, 1俵が4斗と仮定すると8升(40升×0.2=8升)に当たる。

ただしこの計算には次の2点で留保が付く。ひとつは1俵が4斗であるとは限らない。4斗未満の場合が多いのだがこの時点, 山形地方での1俵の正確な斗数がわからないこと。二つめはここで言う「壹表」の価格は白米を指すだろうから玄米価格から言うと8升より多くなるだろう。しかしそもそも「壹表」は4斗未満の可能性が高いので, この年専称寺が納めた351文は8升の玄米相当とみて大きな間違いはないだろう。

第2章で述べた本百姓甚四郎の子孫は天保9(1838)年時点で田畑合わせて1町9反4畝歩, 14石3斗1合2夕を所持しており, これから畔引, 川欠を引いて残12石9斗7升7合2夕に対し, 夫米5斗4升5合8夕5才, 江米4斗3升2合5夕7才を南館村に納めている。ほぼ同じ石高の専称寺の納付額と比べると江米だけで5倍以上(43升÷8升=約5.4)である。

南館村では個々の百姓から徴収した江米の蓄えのうちから, 国役普請の「御触」があった時には藩を通じて幕府に納めていたのであろう。南館村の石高は天保13(1842)年で1,384石(『山形県の地名』平凡社)であったから, 安永9(1780)年の水準で換算すると村全体で351×100(専称寺14石の約100倍の村高1400石として)=35,100文位の負担になる。量にすれば800升, 80斗である。村全体からすれば通常の年貢に加えての特別賦課だから決して軽い負担ではなかったはずだ。

事林日記の天明3(1783)年の記述の中に次のような文言がある。

資料14

「以書付奉願候 此度越後川除御普請御入用金之儀 被仰渡候趣奉畏候 然処当卯年春中ヨリ 気候不順ニ而田畑甚凶作仕 其上近年米穀打続高直ニ御座候間別而百姓共指詰困窮仕候 依之此度被仰付候越後国御入用金 御指延被成下候様ニ仕度旨 百姓共一統奉願候 (中略) 当卯年以之外之凶作ニ付 最早此節ヨリ可及飢躰之もの共数多有之候得者 来辰年ニ至リ一統可致飢饉義歴然之義ニ付 等閑ニ致置候而者諸人之死命ニ茂相懸り一大事之事ニ候間 (後略)」

(山形市1971p.462)

百姓が困窮している時にはしばしばこのような納付延期の嘆願が為されていた。この天明3(1783)年には酒造禁止, 他領への穀物流出を防ぐ津留めが実施されたほどの困難な年であった(山形市1971p.460)。

「公儀御触」による賦課には, 個々の本百姓が「南館御蔵江上納」する江米から村が臨時に支出していたのであろう。「江米」は堰浚いなど村の自普請の費用を賄う他にこのような使われ方をしたのである。

村人の「御諸役可被相勤」は先述した助合村による助人足の他にも「諸役」があった。南館村の例を挙げれば, 助人足はなかったが松原宿駅の助郷村に組み入れられていた。また村内を流れる須川の川人足が課せられており, ふたつの船付場の間16丁が受け持ち範囲であった。天保15(1844)年の同村佐藤家文書によると8月中に毎日24~25人, 延336人が出役している。60戸そ

表4 農業水利施設維持管理における藩と村の責任範囲

	築造 (藩営普請)	大改修 (藩営普請)	小改修 (村普請)	日常維持管理 (堰浚い等)
申請	村	村	村	村
設計(目論見添)	藩	藩	村(藩に提出)	村
費用(資金)	藩	藩 補助金付きで 村請の場合も有	村 藩から補助金受の 場合も有	村
費用(材料)	藩	藩	藩	村
労働力(人足)	藩 村 御人足	藩 助合組合村 助人足	村の自前調達 水組合 助人足	村・町水組合
工事立会い	藩	藩	藩 村役人	藩 村役人
完了見届け	藩	藩	藩 村役人	藩 村役人
文書保管	藩	藩 村	藩 村	藩 村

(「助人足」は溜池灌漑地帯の文書にある文言 拙著p.90)

こそこの村にとっては過重な負担だったにちがいない。

なお書類を見ると、「助郷」出役に関しては村々に不満があり、しばしば藩と紛争を起しているが（佐藤継雄2002）、「助合組合村」による「助人足」に関しての不満は、資料5にある「長谷堂村外四ヶ村 助人足難洪申張」以外は見当たらない。「助郷」は藩が村に課した賦役なのにくらべ「助人足」は藩からの賦課ではあるが、村々の相互扶助の要素が強かったからであろう。

第6章 村々の引水と藩

1 用水保証

個々の農民は自らが在住する村から耕作する田地に用水を保証され、村は村々連合から引水を認められ、村々連合は「村々連合の連合」から分水を認められ、藩が村々連合もしくは「村々連合の連合」に水源から導水することを許認可する、という重層的な引水関係が近世200年の経験から構築された。

個々の農民が村の認可のもとに引水し用水できるのは、「江米」として一般的な水利費用を村に出し、出役など「諸役負担」の責務を実行するからである。

村は大きな工事（普請）に際し、藩や村々連合の要請を受けて夫役を提供する責任を果たさなければならない。それによって村は村々連合に対し村の用水を保持することができる。また村は自村に関わる水利施設の日常的な維持管理に責任を持つ。

村々連合は村間の利害調整の場である。大きな普請、それが御普請であれ自普請であれ、大量の労働力が必要な時にはその調達調整役となる。また村々の費用分担を協議する場でもある。

藩は水源を掌握して村々連合に引水する許認可を与える。さらに水利施設の維持管理に関わる自普請についても、藩は許認可権を行使し村を統治した。藩はこのようにして許認可という「入口」で関与し、「中場」では普請現場に見分役人を出し、「出口」では完工届を提出させて村を監理し村の引水を担保した。「後場」ではそれらを記録する文書を作り保存した。

藩が許認可するということは、水利施設の管理主体が当該の村であることを行政権力が公認するという意味を持った。村側にしてみれば引水行為を他の村々と対抗するうえで、自藩による担保・権威づけが必要であった。入り組み支配下ではことに、重要な意味をもった。

重層的な引水関係は重層的な相互依存関係によってもたらされたのである。

工事費用を巡って責任と負担があいまいな事例は小規模な工事である。ここでは藩と村側のかげひきがあった。藩はできるだけ村普請にして藩の出費を節約しようとするし、村側は御普請にして費用の一切を藩にやってもらいたいところである。その妥協点として藩は出費を補助金に留め、工事資材は藩が「御山」から竹木を伐り出して提供した事例が多い。「御普請の補助金化」（長妻2001p.21-35）である。ただし労働力出役は村の責任であることに変わりはない。

ところで、はたして水は最初から「公」だったのだろうか。

無主の水が「公」権力によってなにがしかの普請がなされ、それによって村々の用に供される

ことがあってはじめて、水が「公水」になると考える方が自然である。近代になって国家投資でできた水源（ダム、頭首工など）から利用者が取水する権利を「許可水利権」と呼ぶのはそのためである。

五堰にあっては時の領主による河川改修の御普請があって2,000haに灌漑できる水が造られた。「水を造る」のは公権力であり、その水の使用を「許可」された「水下村々」が長い年月、経験を重ねて合理的な水配分のシステムを構築する。それが「慣行」となって村の水利を保証しかつ規制するのである。

2 用水の共同性、自治性

水が私水として利用されることによって個々の稲作がなされる。それには「公」と「私」の間に「共」の存在が不可欠なのである。「共」の実態は村であり村々連合である。村々連合は藩に対峙し、村は村々連合に対峙する。村人に向き合うのは村である。村は村人に時には強制力で規制することもあるが、公平・平等に水を配分する責任を持つ。

村あるいは村々間の協定は、構成員である当該村人あるいは当該村にとって生活・生産両面での行動規範であった。それを守ると村内での生産と生活が保障された。だから守らなければならなかった。この規制と義務・責任はそれぞれの次元での相互依存関係を越える双務の関係でもあった。

大藤修（2001 p.250）によれば山野河海のような本来の無主物が村の占有に変わっていく鍵は「用益事実の持続」にある。農業用水にもこの論法があてはまる。取水の継続を「公」たる藩か

水の流れと「共」の構成

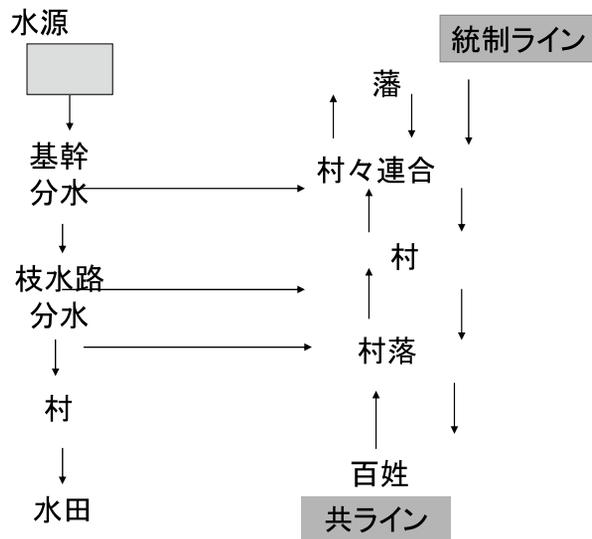


図2 水の流れと「共」の構成

ら認知され、それを実効あらしめるための水源の保全、水路の整備、番水などによる「用益事実」を連年担い続けてきた。それが水を村の水とし個々の農民の水と変えるのである。

文化15（1818）年の図面が描かれるまでには多くの協定破り、水論そして内済があった。村はこうした経験を積み重ねて共同性と自治性を身に付けていったのである。そして村はこの共同性を基盤にして対外関係に対処した。村の共同性は村の対外交渉力を担保したのである。そして村の共同性は先述した「本百姓の義務」を基盤としていた。

藩はまたこのような村、村々連合の自治能力に依拠して藩政を執り行ってきた。この地に百姓一揆が一件も起こっていない。支配権力の弱小故にかえって支配権力と村方の協調関係が築かれ、衝突を回避したのであろうか。

入り組み支配下の山形盆地の諸藩には十分な行政力も財政力もなかった。ことに領地を横断する水利に関わるような案件は、村々連合の自治能力に頼るところが多かった。「共」の自治能力の高まりは、藩との相互依存でかつ双務的な関係を安定させていったのである。

むすび

村の用水は藩との約束ごとを誠実に履行することによって藩から認められる。その約束ごととは①藩は水利施設の築造に責任を持ち、水源を確保して村に水を与える。②村はその水を使ってコメを作り上納し、水組合を通じて水利施設の維持管理につとめ、③普請に際しては藩の人足出役命令に応じて人足を出すことであった。

藩はこうした村の自主的な維持管理に依拠して水利行政を展開した。藩と村々連合、村々連合と村、そして村と村人との間の双務的な関係は相互に依存・依拠し合う関係があったから自然に構築されていったのである。

村人が村の統制に従って水利施設の維持管理につとめるのは、コメをつくることにより自らの生活を維持するためであった。

しかしこれには段階がある。山形五堰を例にとると水源たる河川から取水する許可は、藩が水源を同じくする「水下村々」全体に与えたものである。「水下村々」は協議してそれぞれの堰に分水を認め、さらに堰筋村々はこれをさらに分水して個々の村の用水として認める。最後に村は村内の耕作者に配水し、ここに初めて水の私的使用が可能になるのである。

これを実行するには、水が流下する方向とは逆に村人が村に結集し、村が「村々連合」を作り、「村々連合」がさらに「村々連合の連合」を作るというように、重層的に村構造を構築する必要があった。そしてそれぞれの次元の連合が直下次元の連合を統制し、末端村は村内の耕作農民を統制するという構造であった。すなわち上向きの組織構成と下向きの統制、この構造が最末端の村に水の私的な使用を保証したのである。

村々連合は藩の支配領域とは別に水の流域ごとに形成された。水利組織の重層構成は、入り組み支配の下ではことに、領地を横断するものにならざるを得なかった。しかしこれは村側を自由放任にしたのではない。藩は許認可権を保持し、資材を提供し補助金を出し、工事現場に「見分

の役人」を派遣することで支配の根幹部分を握っていたのである。一方では領地の異なる支配藩同士の連絡網を確立していた。

藩は各堰筋で村々がどのように水を分配するかに関して容喙しない。また個々の村が村内でどう配水しようと上位の村々連合は口出しをしない。たとえ御普請であっても、村からの申請が前提条件である。その意味では規模の大小にかかわらず普請と維持管理の主導権は自治能力を備えた村にあったのである。

分水の段階ごとに当事者（村）が協議する場があり、取り決めがあって各段階での厳正な履行が求められる。村方の自主的な組織形成と組織の自治的な運営が村の用水を担保したのである。そしてその根底にあったのは、村の百姓の「江米」と「諸役負担」である。

これが近世時に確立し今に至る農業水利の原型であった。

近世の村の役割は現在、農協、土地改良区、農業共済組合、農業委員会と機能を分化した専門組織によって担われている。近世の「江米」を現代にあてはめるとさしずめ土地改良賦課金であろう。

筆者の耕作する水田には10a当たり12,000円の賦課がある（最上川中流土地改良区中部地区、事業費償還済）。10a当たりのコメの売上げ収入を120,000円（1俵12,000×10俵）として収入の10.3%（12,400÷120,000）が現代の「江米」と考えられる。これに市町村に納める固定資産税10aあたり約1,500円を加えると収入の11.6%が稲作をするうえでの固定費用である。

近世では「夫米」と「江米」を合わせても石高に対して7.5%、実質収穫高に対して4.8%（第2章2）だったことを考えると現代の方がかなり高い。ただし現代は工事に当たっての労力負担はない。春と秋にそれぞれ2時間程度の共同作業で済む。工事はほとんど業者委託であり、大きな工事は国・県の公共事業で行われる。しかし公共工事費用の地元負担分は個々の水田に事業償還金として賦課され、長期間に渡って（25～30年）稲作経営を圧迫する（10a当り3～5万円）。現代の自作農は近世本百姓が負った「御年貢米」、近代小作農が支払った小作料からは免れているものの、水利には重い負担を課せられていることに変わりはない。

引用文献および参考文献

- 網野善彦（2001）『歴史を考えるヒント』新潮社
 御殿堰旧城濠土地改良区（1995）『御殿堰と水・農民』御殿堰旧城濠土地改良
 八ヶ郷堰土地改良区（1994）『八ヶ郷堰と土地改良区』八ヶ郷堰土地改良区
 菅田慶恩・横山昭男（1970）『山形県の歴史』山川出版社
 本間勝喜（2000）『出羽天領の代官』同成社
 深谷克己（1993）『百姓成立』塙書房
 藤木久志（2008）『戦国の作法』講談社
 古島敏雄（1974）『日本農業史』岩波書店
 菅田慶恩・横山昭男（1970）『山形県の歴史』山川出版社

- 岩本由輝（1985）『山形県の百年』山川出版社
- 岩本由輝（1989）『村と土地の社会史』刀水書房
- 喜多村俊夫（1950）『日本灌漑水利慣行の研究』總論篇 岩波書店
- 児玉幸多（2006）『近世農民生活史』吉川弘文館
- 久留島浩（2002）『近世幕領の行政と組合村』東大出版会
- 水本邦彦（1993）『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会、
- 永田恵十郎（1971）年『日本農業の水利構造』岩波書店
- 長妻廣至（2001）『補助金の社会史』人文書院
- 農業水利問題研究会編（1961）『農業水利秩序の研究』（渡辺洋三・金沢良雄稿）お茶の水書房
- 岡部守（2003）『水土里の再生』筑波書房
- 大藤修（2001）水林彪・大津透・新田一郎・大藤修編『法社会史』所収
「近世的社会秩序と対外関係の形成」山川出版社
- 佐藤章夫（2007）「近世農業水利における施設の維持管理と用水権」
『東北農業経済研究第』25巻第2号 東北農業経済学会
- 佐藤章夫（2008a）「近世中・後期の農業水利施設普請における経費負担と人足調達」『農業史研究』第42号
日本農業史学会
- 佐藤章夫（2010）『農業水利と国家・ムラ』農林統計出版
- 佐藤継雄（2002）「山形松原宿駅の助郷」『山形地域史研究』第27号 所収
- 玉城哲（1982）『日本の社会システム』農文協
- 玉城哲（1983）『水社会の構造』論創社
- 武田伊和夫（2006）『古文書等で見える馬見ヶ崎川災害年表』鈴川郷土研究会
- 梅津保一（1969）「幕末期の羽州村山郡『郡中議定』と郡中惣代名主」
『山形近代史研究第3号』山形近代史研究会
- 山形県（1983）『山形県史近世史料3 資料篇18』
- 山形県（1985）『山形県史通史編第二卷（近世編上）』山形県
- 山形県（1987a）『山形県史 第三卷』山形県、
- 山形県（2003）『山形県史第六卷現代編上』山形県
- 山形県（1967）『山形県史資料編十 馬見ヶ崎川水利史料』山形県
- 山形県（1974）『山形県史 資料編13 村差出帳』山形県
- 山形市（1971）『山形市史 史料編2 事林日記』上・下 山形市
- 山形市（1971）『山形市史 中巻 近世編』山形市
- 山内励（2011）『成沢土地改良区・六〇年のあゆみ』成沢土地改良区
- 山崎義弘（2007）『近世後期の領主支配と地域社会—「百姓成立」と中間層』清文堂
- 山崎吉雄（1965）『馬見ヶ崎川農業水利史』上・下巻、山形市
- 横山昭男（2007）『山形藩』現代書館

渡辺尚志（1994）『近世の豪農と村落共同体』東京大学出版会